

令和2年第6回山北町議会臨時会 (11月26日)

議 長 皆さん、こんにちは。ただいまから令和2年第6回山北町議会臨時会を開  
会いたします。 (午後2時00分)

それでは、町長の挨拶を求めます。

町長。

町 長 皆さん、こんにちは。本日は、令和2年第6回山北町議会臨時会に御出席  
いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たり、一言御挨拶を述べさせていただきます。

まず初めに、このところ、朝晩めっきり冷え込むようになり、西丹沢の  
山々も鮮やかな装いとなってまいりました。例年ですと、11月は、紅葉を見  
に訪れる観光客でにぎわいを見せるとともに、室生神社の流鏝馬や西丹沢も  
みじ祭り、丹沢湖ハーフマラソン大会など、イベントが開催され、町内が盛  
り上がりを見せるところですが、今年は新型コロナウイルスの影響によって、  
イベントの規模を縮小や中止を余儀なくされており、大変残念に感じている  
ところです。

こうしたコロナ禍の中ではございますが、今月1日には、丹沢湖で神奈川県  
高校駅伝競走大会が開催されました。これまで、数々のドラマが生まれた  
丹沢湖での高校駅伝は今大会も各地で熱戦が繰り広げられ、男子の部では、  
小田原市の相洋高校が初優勝を飾り、12月20日に、京都府の都大路で行われ  
る全国大会への切符を手にししました。選手の皆様が日々の練習成果を十分に  
発揮し、全国の大舞台で活躍されることを期待しております。

さて、我が国の経済状況でございますが、今月16日に内閣府が発表した  
2020年7月から9月期のGDP速報値は年率換算で21.4%の増となり、1980  
年以降で最大の伸び率となりました。要因といたしましては、緊急事態宣言  
が5月に解除された後、経済活動の再開が進んだことが大きく影響したため  
と言われておりますが、現在感染の第三波が心配されていることから、10  
月から12月期は減速に転じる可能性も指摘されています。

また、国際情勢を見ますと、アメリカ大統領選挙が今月3日から全米各地  
で投開票が行われ、依然として、トランプ氏は敗北を認めておりませんが、

ジョー・バイデン氏の当選が確実との報道がされております。今回の大統領選においては政策論争が深まらず、テレビ討論会では、お互いへの批判や中傷が目立ち、史上最低のディベートとまで表されており、また郵便投票をめぐる不正を訴え、法廷闘争まで発展するなど、混迷は深まるばかりとなっております。

いずれにいたしましても、アメリカ連邦議会での上院で共和党が下院で民主党が過半数を占めるねじれ現象が続く見通しのことから、世界経済の先行きは依然として不透明な状況であると感じておりますので、私といたしましても、今後の日米関係、さらには、日々に変化していく世界情勢を冷静に見守っていく必要があると考えております。

このような状況の中、現在町では来年度の予算編成の準備を進めているところですが、新型コロナウイルスの影響により、大幅な税収減が見込まれ、例年以上に厳しい状況になることが予想されております。限られた財源の中で事業の必要性や効率性を見極め、予算編成に取り組んでまいりますので、議員の皆様にも、御理解、御協力をお願いするところでございます。

さて、令和2年第6回山北町議会臨時会で御審議いただきます案件は、条例案件2件、令和2年度一般会計、特別会計、水道事業会計の補正予算案件4件の合計6件を提出させていただきましたので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、御挨拶といたします。

議長 臨時会の議会運営につきましては、本日午後1時30分から議会運営委員会を開催し、審査を行っておりますので、委員長から審査報告を求めます。

議席番号13番、石田照子議会運営委員長。

13番 石田 皆様、こんにちは。それでは、議会運営委員会の審査報告を申し上げます。

本日、午後1時30分から役場401会議室において、委員6名、議長の出席の下、令和2年第6回山北町議会臨時会の運営について審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

提出議案はお手元に配付されておりますように、条例改正2件、補正予算4件の合計6案件であります。

審議方法は、本会議即決とし、会期は本日1日限りといたしました。

以上で議会運営委員会の審査報告を終わります。

議 長 議会運営に対する委員長の審査報告が終わりましたので、臨時会の会期は委員長報告どおり、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、会期は本日1日限りと決定いたしました。  
会議録署名議員に議席番号3番 和田成功議員、議席番号10番 遠藤和秀議員の2名を指名いたします。本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第71号 山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第71号、山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年11月26日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、令和2年の人事院勧告に基づき、改定される国家公務員の給与に準じ、職員の給与を改定するために提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 それでは、議案第71号、山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

初めに、議案第71号の説明の前に、令和2年度の人事院勧告の概要を御説明させていただきます。お手元に配付してあります。資料1、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の概要を御覧ください。

①、②は一般職の給与改定の概要を示したものでございまして、条例改正は、これに準じて行うものでございます。今回の給与改定の概要ですが、ボーナスを引き下げるもので、現行では年間4.50月分支給のところを期末手当を0.05月分引き下げて、年間4.45月分とするものでございます。資料中段の

一般の職員の表を御覧ください。

令和2年度の現行の支給月数は12月が1.30月となっておりますが、1.25月に引き下げるものでございます。

なお、令和3年度につきましては、改定分の0.05月分を6月と12月に振り分けて、期末手当をそれぞれ1.275月とするものでございます。

また月例給につきましては、民間給与との格差が極めて小さいことから改正は行われませんでした。

資料2につきましては、給与費明細書でございますので、後ほど、お目通し願います。

それでは、条例の概要を説明させていただきます。

1枚、お開きください。

山北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、山北町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。新旧対照表で御説明いたしますので、1枚おめくりください。

山北町職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）でございます。

第17条第2項につきましては、一般の職員の期末手当の支給率を定めており、改正後については、人事院勧告分0.05月分引き下げて、100分の125に改めるものでございます。

第3項につきましては、再任用職員の期末手当を定めており、100分の125に改めるものでございます。

1枚お戻りください。

第2条、山北町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。新旧対照表で御説明いたしますので、2枚おめくりください。

山北町職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）でございます。

第17条第2項では、令和3年4月以降の期末手当について、今回の人事院勧告による引き下げ、0.05月分を6月と12月に0.025月分ずつ分割して、引き下げるために、100分の127.5に改めるものでございます。

第3項につきましては、再任用職員の期末手当を定めており、100分の127.5に改めるものでございます。

2枚お戻りください。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第71号について、質疑に入ります。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13番 石田 13番、石田でございます。

確認なんですけども、今の御説明ですと、1条関係と2条関係とありますけれども、1条関係は令和2年の12月分で、2条関係は令和3年の6月と12月の関係ということでよろしいのでしょうか。

議長 総務防災課長。

総務防災課長 まさに、議員さんの今の言ったとおりで、1条については、令和2年度中、第2条については、令和3年度以降の適用となります。

議長 ほかに質疑がある方はどうぞ。

質疑が終わりましたので、議案第71号について、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議がないので、採決いたします。

議案第71号について、原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議長 起立全員。よって、議案第71号は原案どおり可決いたしました。

日程第2、議案第72号 山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第72号、山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年11月26日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、令和2年度の人事院勧告に基づき、改定される国家公務員の給与に準じ、任期付職員の給与を改定するため、提案するものです。

詳細については担当課のほうから説明いたします。

議 長  
総務防災課長

総務防災課長。

それでは、議案第72号、山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

初めに、議案第72号の説明の前に、令和2年度の任期付職員に係る人事院勧告の概要を御説明させていただきます。

お手元に配付してあります、資料1、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の概要を御覧ください。

③は任期付職員の給与改定の概要を示したものでございまして、条例改正は、これに準じて行うものでございます。

今回の給与改定の概要ですが、ボーナスを引き下げるもので、現行では、年間3.40月分支給のところを期末手当を0.05月分引き下げて、年間3.35月分とするものでございます。

資料下段の特定任期付職員の表を御覧ください。

令和2年度の現行の支給月数は、12月が1.70月となっておりますが、1.65月に引き下げるものでございます。

なお、令和3年度につきましては、改定分の0.05月分を6月と12月に振り分けて、期末手当をそれぞれ1.675月とするものでございます。

それでは、条例の概要を説明させていただきます。1枚お開きください。

山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表で御説明いたしますので、1枚おめくりください。

山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第1条関係）でございます。

第8条第2項は期末手当の支給率等について、規定されており、改正後の読替え規定については、100分の125とし、支給率については、人事院勧告分、

0.05月分引き下げて、100分の165に改めるものでございます。

1枚お戻りください。

第2条、山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表で御説明いたしますので、2枚おめくりください。

山北町一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第2条関係）でございます。

第8条第2項では、令和3年4月以降の期末手当について、今回の人事院勧告による引き下げ、0.05月分を6月と12月に0.025月ずつ分割して引き下げるために、読替え規定については、100分の127.5とし、支給率については、100分の167.5に改めるものでございます。

2枚お戻りください。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議長 長 説明が終わりましたので、議案第72号について、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第72号について、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長 長 御異議がないので、採決いたします。

議案第72号について、原案に賛成者は起立願います。

（全員起立）

議長 長 起立全員。よって、議案第72号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第73号 令和2年度山北町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町議長 長 議案第73号、令和2年度山北町一般会計補正予算（第7号）。

令和2年度山北町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところに

よる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,950万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ70億1,251万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月26日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は新型コロナウイルス感染症対策に関わる水道事業会計への繰り出しと人事院勧告等に伴う人件費の補正をするものでございます。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 財務課長。

財務課長 それでは、議案第73号、令和2年度山北町一般会計補正予算（第7号）について、御説明申し上げます。

初めに、今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策に係る水道事業会計の繰り出しと人事院勧告及び令和2年4月の人事異動等に伴う支出科目の組替え、及び退職手当組合特別負担金の補正を行うものでございます。

それでは、2ページをお開きいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、15款国庫支出金を1,950万円増額補正をするものでございます。

歳出につきましては、1款議会費から13款予備費まで歳入と同額を補正するものでございます。

次に事項別明細書で御説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。

歳入でございます。15款国庫支出金、2項国庫補助金、8目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、水道事業の新型コロナウイルス感染症対策によるものでございます。

8ページ、9ページをお開きください。

歳出でございます。1款議会費、1項議会費、1目議会費は、職員2名分



の person 費で 4 万円の減額補正でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費につきましては、特別職ほか職員 35 名分で、特別職については、共済組合負担金の減額。職員については、35 名分の給料、職員手当、共済費をそれぞれ補正するもので、社会保険料につきましては、会計年度任用職員の分で、10 万 3,000 円の減額でございます。

一般経費につきましては、退職手当組合特別負担金の特別負担金分で、1,728 万 8,000 円の増額でございます。

2 項徴税費、1 目税務総務費は職員 8 名分で、給料、職員手当、共済費、合わせて 175 万 7,000 円の増額補正でございます。

10 ページ、11 ページをお開きください。

3 款、戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費は、職員 3 名分の職員手当、共済費、合わせて 5 万 2,000 円の増額補正でございます。

4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費は、職員 1 名分で、給料、職員手当、共済費、合わせて 216 万 5,000 円の減額補正でございます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費は職員 7 名分で、給料、職員手当、共済費、合わせて 51 万 6,000 円の増額補正でございます。

2 目国民年金事務費ですが、12、13 ページをお開きください。

国民年金事務費は、職員 1 名分で、職員手当、共済費、合わせて、3 万 8,000 円の増額補正でございます。

4 目、老人福祉費は、職員 1 名分で、職員手当、共済費、合わせて 1 万 9,000 円の減額補正でございます。

6 目国民健康保険事業特別会計繰出金は、4 名分の person 費を国民健康保険事業特別会計へ繰り出すものでございます。

2 項児童福祉費、3 目保育園費につきましては、職員 7 名分で、給料、職員手当等、共済費、合わせて 644 万 5,000 円の減額補正でございます。

5 目認定こども園費につきましては、職員 14 名分で、給料、職員手当等、共済費、合わせて 178 万 5,000 円の増額補正でございます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生費ですが、14、15 ページをお開きください。

職員6名分で、給料、職員手当等、共済費、合わせて358万6,000円の減額補正でございます

4目水道事業会計繰出金は、新型コロナウイルス感染症対策として、水道料金の減免分、1,950万円を繰り出すものでございます。

2項清掃費、1目清掃総務費につきましては、職員6名分で、職員手当、共済費、合わせて5万6,000円の減額補正でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費につきましては、職員7名分で、給料、職員手当等、共済費、合わせて38万6,000円の減額補正でございます

2項林業費、1目林業総務費につきましては、職員2名分で、職員手当、共済費、合わせて7万6,000円の減額補正でございます。

16、17ページをお開きください。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費につきましては、職員6名分で、給料、職員手当等、共済費、合わせて394万4,000円の増額補正でございます。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費につきましては、職員7名分で、給料、職員手当等、共済費、合わせて71万8,000円の減額補正でございます。

5項都市計画費、1目都市計画総務費につきましては、職員3名分で、職員手当等、共済費、合わせて3,000円の増額補正でございます。

9款教育費、1項教育総務費で、18、19ページをお開きください。

2目事務局費につきましては、特別職ほか職員11名分で、特別職の共済費、職員の給料、職員手当、共済費、合わせて152万2,000円の減額補正でございます。

4項山北中学校費、1目学校管理費につきましては、職員1名分で給料、職員手当、共済費、合わせて143万5,000円の増額補正でございます。

5項幼稚園費、1目幼稚園費につきましては、職員6名分で、給料職員手当、共済費、合わせて365万7,000円の減額補正でございます。

6項社会教育費、4目生涯学習センター費につきましては、職員2名分で給料、職員手当、共済費、合わせて129万7,000円の減額補正でございます。

20、21ページをお開きください。

13款予備費については、330万5,000円を減額補正するものでございます。

22、23ページをお開きください。

給与費明細書でございます。一般職の職員数は、補正後では136名で、一般会計分では2名の減となります。全体の職員数ですが、148名となります。内訳は、一般会計が136名、国保会計が4名、下水道会計が2名、介護保険会計が3名、水道事業会計が3名となっております。その他については、後ほど、お目通しをいただければと思います。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第73号について、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

12番、富田陽子議員。

12番 富田 全体的なこの共済費の市町村職員共済組合負担金が、職員手当がマイナスになっているところで、増額になっているところもあれば、減額になっているところもあるんですが、これはどういったことなのか、ちょっと詳しく教えていただけますか。

議長 総務防災課長。

総務防災課長 職員の人事異動で給料の高い人が異動したり、給料の違う人が異動したり、異動となりますので、どうしてもこのような形で差額が発生することになっております。

議長 よろしいですか。

富田陽子議員。

12番 富田 すみません。私自身も詳しく分かってないんですけど、共済組合負担金というものの、もう少し教えていただくことはできますか。

議長 総務防災課長。

総務防災課長 共済組合負担金というのは、職員の給料によって、それに掛金がありまして、ですから、そういう負担割合で払うことになっております。

議長 ほかにございますか。

質疑が終わりましたので、議案第73号について、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、採決いたします。  
議案第73号について、原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第73号は原案どおり可決されました。  
日程第4、議案第74号 令和2年度山北町国民健康保険事業特別会計補正  
予算(第3号)を議題といたします。  
提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第74号、令和2年度山北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3  
号)。

令和2年度山北町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次  
に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68万円を追加し、歳入歳  
出予算の総額を、歳入歳出それぞれ14億5,987万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補  
正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月26日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は人事院勧告等に伴う人件費の  
補正をするものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 それでは、議案第74号、令和2年度山北町国民健康保険事業特別会計補正  
予算(第3号)について、御説明申し上げます。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入につきましては、4款の繰  
入金を68万円の増額を行うものでございます。

歳出につきましては、1款の総務費を歳入と同額の68万円の増額を行うも  
のでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

4、5ページをお開きください。

歳入でございますが、4款1項1目の一般会計繰入金につきましては、職員給与費等繰入金を68万円の増額でございます。

歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費につきましては、職員の人事異動によるもので、給料、職員手当等、共済費、合わせて同額の68万円の増額でございます。

6、7ページの給与費明細書でございますが、後ほど、お目通しをお願いします。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第74号について、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第74号について、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、採決いたします。

議案第74号について、原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第74号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第75号 令和2年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第75号、令和2年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

令和2年度山北町の下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳出予算の補正。

第1条、歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表、歳出予算補正」による。

令和2年11月26日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は人事院勧告等に伴う人件費の

補正をするものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長  
上下水道課長

上下水道課長。

それでは、議案第75号、令和2年度山北町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

事項別明細書で御説明いたしますので、12、13ページをお開きください。

2、歳出でございます。2款1項1目、排水施設費につきましては、人件費2名分の人事院勧告による期末手当の減額や共済費等の確定により、11万6,000円を増額するものでございます。

内訳といたしましては、3節の職員手当等が2万9,000円、4節共済費を8万7,000円、それぞれ増額をするものでございます。

4款予備費につきましては、11万6,000円を減額するものでございます。

続きまして、14ページは給与明細書となっておりますので、後ほど、お目通しのほうをお願いします。

説明は以上でございます。

議 長

説明が終わりましたので、議案第75号について、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第75号について、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長

御異議ないので、採決いたします。

議案第75号について、原案に賛成者は起立願います。

（全員起立）

議 長

起立全員。よって、議案第75号は原案どおり可決されました。

次に日程第6、議案第76号 令和2年度山北町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長

議案第76号、令和2年度山北町水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、令和2年度山北町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、令和2年度山北町水道事業会計（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款、科目、水道事業会計。既決予定額、2億368万8,000円。補正予定額、ゼロ。計2億368万8,000円。第1項水道営業収益。1億6,183万7,000円。補正予定額、マイナス1,950万円。計1億4,233万7,000円。第2項水道営業外収益。既決予定額、4,185万1,000円。補正予定額、1,950万円。計6,135万1,000円。

支出。

第1款、水道事業費用。2億368万8,000円。補正予定額、ゼロ。計2億368万8,000円。第1項、水道営業費用。1億9,123万4,000円。補正予定額、29万1,000円。計1億9,152万5,000円。第3項水道予備費。125万7,000円。補正予定額、マイナス29万1,000円。計96万6,000円。

議会の議決を経なければ、流用することのできない経費。

第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、職員給与費。既決予定額、2,579万9,000円。補正予定額、29万1,000円。計2,609万円。

令和2年11月26日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策に関わる使用料の減免及び減免に伴う補助金収入と人件費の補正をするものでございます。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長  
上下水道課長

上下水道課長。

それでは、議案第76号、令和2年度山北町水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

今回の主な補正の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る対策として、町営水道の基本料金を4か月分免除するものでございます。

それでは、3ページ、4ページをお開きください。

補正予算に関する説明書でございます。

初めに、収益的収入の1款1項1目、給水収益の水道使用料を1,950万円減額するもので、これは使用料4415件分の基本料金4か月分を免除することにより、減額となるものでございます。

なお、この減収に伴い、国のコロナ対策による臨時交付金を活用して、2項1目一般会計補助金として、同額の1,950万円を繰り入れるものでございます。

続きまして、収益的支出でございます。

1款1項3目の総係費を29万1,000円増額し、補正後の額は、4,523万5,000円でございます。

これは人事院勧告により、期末勤勉手当を6万円減額し、7月の長雨により、玄倉の水源の導水管が被災し、復旧作業に係る時間外勤務手当として、35万1,000円増額するものでございます。

3項1目予備費につきましては、29万1,000円を減額するものでございます。

続きまして、5ページの給与明細書につきましては、後ほど、お目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第76号について、質疑に入ります。  
質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13番 石田 13番、石田でございます。

計算すれば分かるんでしょうけれども、ちょっと暗算ができないものですからお伺いしますが、コロナ対策による減免ですね。4415件分の4か月分という御説明でしたけれども、集金は2か月に1回だと思えるんですけども、1世帯当たり、大体で平均するとどのくらいの減免になるんでしょうか。

議長 上下水道課長。 上下水道課長

これ、基本料金でございます、口径別となっております。

主に口径13ミリと20ミリがございまして、これが約96%になっております



ので、13ミリが4か月で2,480円、20ミリが4か月で4,720円となっております。これ、税抜きでございます。

議 長 よろしいですか。

13番、石田照子議員。

13番 石 田 今回の件は承知いたしました。

下の時間外勤務手当なんですけれども、7月の長雨ということで、職員の方が時間外に出られたと思うんですけれども、何時間くらい出られたんでしょうか。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 テレメーターのほうで、水位の異常が分かったのが、朝の4時ごろだったんですけど、現場に行ったのが、朝の7時から、最終的に水の確認と、あと泥といいますか。濁水を排除したりして、9時までかかっております。

職員自体は9名総勢出ておりまして、そのほかに管理職4名が出ております。

議 長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

1番、瀬戸恵津子議員。

1番 瀬 戸 瀬戸でございます。

今回、基本料金ということで、公共施設、学校施設なんかも同じように、やっぱり基本料金が減免になるんでしょうか。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 そのとおりでございます。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1番 瀬 戸 分かりました。

それで、超過分については、いつ、31年でしたっけ。値上がりしましたね。

それで、コロナで、皆さんが手を洗うので、料金は増えているところで、そういう基本料金を減免してあげれば、それなりに助かると、町民はというふうに、考え方で。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 考え方なんですけど、基本料金というのは、一律皆さんにかかっております。

そういう形で、公平に一律、基本料金ということで、超過料金につきまして  
は、今回減免は考えておりません。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑が終わりましたので、議案第76号について、討論を省略し、直ちに採  
決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、採決いたします。

議案第76号について、原案に賛成者は起立をお願いいたします。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第76号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、令和2年第6回山北町議会臨時会の議事日程を終了し  
ましたので閉会といたします。 (午後2時47分)